



7月1日(土)、ジャスコ和田山店において、街頭啓発活動を実施しました。当日は、保護司をはじめ各種団体から参加をいただいた皆さんが、啓発チラシなどを配付し、運動の趣旨を呼びかけました。地域の連携や家族の絆を深め、互いに支えあい、安全で安心して暮らせる明るい社会づくりをすすめてみましょう。



7月6日(木)、多世代交流センターにおいて、大蔵小学校長 山田稔先生による人権教育講演会を開催しました。中学校の英語教師として、どれほどの英語力があるか、確認する意味でも海外旅行をと思い、目標として、自分の年の数だけ外国を訪問しよう！と長期休暇などを利用して現在約30カ国を訪問、撮影した子どもたちの様子の写真を中心に、話をされました。文化的な生活からほど遠い生活をしている人々もたくさんいるが、表情に不平不満などなく、生き生きしているのを見た「自分さえ、よければ」と思う気持ちではなく、「みんなが、地域がよくなるようにと努力していくことが必要である。」と結ばれました。約120人の方が熱心に聴講されました。

『8月は人権文化をすすめる市民運動強調月間です』

「人権文化」って何？

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることです。



「人権文化」をすすめるために

「人権文化に満ちた社会」とは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人としていきいきと輝いている社会です。日常生活を「人権の視点」から見直してみましょう。

例えば、以下の観点から「人権」ということについて考えてみましょう。

- あいさつ … だれとでも、いつでも、にこやかに
- 相手を思う想像力 … 思いやり、気配り
- 多様性の容認 … いろいろな個性、いろいろな考え方、違ってあたりまえ
- 共生の心 … 互いの個性尊重、共に生きていく姿勢
- 感性を育むこと … 人の痛みがわかる、物事に感動できる心
- 様々な人との交流 … 年齢、性別、国籍、文化、個性、みんな違って「ひと」

知っていますか？

「男女共同参画」に関わるこんな言葉

その①

昨年11月に行った「朝来市における男女共同参画に関する市民意識調査」の中で出てきた男女共同参画に関わる語句について、今回からシリーズで説明します。

『男女雇用機会均等法』(認知度64.5%)

男女雇用機会均等法とは、職場や雇用関係における男女の平等を規定した法律のことです。

募集・採用、配置・昇進についての男女差別が撤廃努力義務から禁止規定になり、違反事業主などに対しては企業名公表という制裁制度が設けられました。(たとえば「女性事務員募集」「男性20名女性10名募集」などと募集することは原則禁止です。) また、セクシャル・ハラスメントに対する事業主の配慮義務が加えられました。

『ポジティブ・アクション』(認知度4.5%)

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行なう自主的かつ積極的な取り組みのことです。

ポジティブ・アクションは、単に女性というだけで女性を「優遇」するものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を是正するための取り組みです。